

# 消防用設備等の設置に係る運用基準



交野市消防本部

令和 年 月 日

第1章から第10章までの基準は、消防法（昭和23年法律第186号）第17条、同法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）及び同法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。）の規定により設置する消防用設備等について、第11章及び第12章の基準は、交野市火災予防条例（昭和61年条例第22号。以下「条例」という。）第5条の3、第15条、第15条の2、第16条及び第17条に規定する火炎伝走防止装置及び電気設備の位置、構造及び管理について、第13章の基準は、令第13条、規則第6条の規定により電気設備及び火気使用設備に設置する消火設備について、運用上必要な事項を示すことを目的とする。

## 目次

### 第1章 消火設備

#### 第1節 消火器具

第1	消火器	1
第2	簡易消火用具	2
第3	大型消火器	2
第4	特例基準	2

#### 第2節 屋内消火栓設備

第1	用語の意義	4
第2	易操作性1号消火栓、2号消火栓又は広範囲型2号消火栓の設置	5
第3	水源	5
第4	加圧送水装置等	17
第5	配管	24
第6	屋内消火栓箱	28
第7	屋内消火栓	28
第8	1号消火栓（易操作性1号消火栓を除く。）のホース及び筒先	28
第9	設置単位	29
第10	非常電源及び配線	29
第11	総合操作盤	29
第12	特例基準	29
別記1	加圧送水装置の固定配管に使用する可撓管継手の基準	33
別記2	結合金具に接続する消防用接続器具の構造、性能等に係る技術基準	38

#### 第3節 閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備

第1	用語の意義	45
第2	水源	45

第3	加圧送水装置等	45
第4	配管	48
第5	送水口	50
第6	制御弁	51
第7	自動警報装置	51
第8	末端試験弁	52
第9	ヘッドの設置方法	52
第10	補助散水栓	56
第11	設置単位	56
第12	非常電源及び配線	57
第13	総合操作盤	57
第14	特例基準	57

### 第3節の2 特定施設水道連結型スプリンクラー設備

第1	用語の意義	63
第2	特定施設水道連結型スプリンクラー設備の種類	63
第3	特定施設水道連結型スプリンクラー設備を構成する配管系統の範囲	65
第4	水源	66
第5	加圧送水装置等	67
第6	配管	69
第7	制御弁	70
第8	末端試験弁	70
第9	ヘッドの設置方法	71
第10	非常電源	71
第11	配線	71
第12	電源	71
第13	総合操作盤	72
第14	特例基準	72

### 第4節 開放型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備

第1	用語の意義	73
第2	水源	73
第3	加圧送水装置等	73
第4	配管	75
第5	放水区域	75
第6	一斉開放弁又は手動式開放弁	76
第7	送水口	76
第8	制御弁	76

第9	自動警報装置	76
第10	ヘッドの設置方法	76
第11	設置単位	77
第12	非常電源及び配線	77
第13	総合操作盤	77
第14	特例基準	77
第5節	放水型ヘッド等を用いるスプリンクラー設備	
第1	用語の意義	78
第2	高天井の部分の取り扱い	78
第3	水源	79
第4	加圧送水装置等	80
第5	配管	81
第6	放水区域	81
第7	送水口	82
第8	制御弁	82
第9	放水型ヘッド等の設置方法	82
第10	設置単位	82
第11	非常電源及び配線	82
第12	放水型ヘッド等を用いるスプリンクラー設備の認定評価について	83
第13	総合操作盤	83
第14	特例基準	83
第6節	水噴霧消火設備	
第1	用語の意義	85
第2	水源	85
第3	加圧送水装置等	86
第4	配管	87
第5	放射区域	87
第6	一斉開放弁又は手動式開放弁	88
第7	制御弁	88
第8	自動警報装置	88
第9	ヘッド	88
第10	設置単位	88
第11	非常電源及び配線	88
第12	総合操作盤	89
第13	特例基準	89

第7節	泡消火設備（低発泡を用いるもの）	
第1	用語の意義	90
第2	固定式に関する基準	90
第3	移動式に関する基準	93
第4	設置単位	99
第5	非常電源及び配線	99
第6	総合操作盤	99
第7	特例基準	99
第8節	不活性ガス消火設備（二酸化炭素を放射するもの）	
第1	用語の意義	102
第2	全域放出方式に関する基準	102
第3	局所放出方式に関する基準	113
第4	移動式に関する基準	114
第5	非常電源及び配線	117
第6	総合操作盤	117
第7	特例基準	117
別記1	不活性ガス消火設備（二酸化炭素を放射するもの）の操作箱の基準	119
別記2	不活性ガス消火設備（二酸化炭素を放射するもの）の閉止弁の基準	121
別記3	工事、整備及び点検時においてとるべき措置の具体的内容及び手順の例	122
第8節の2	不活性ガス消火設備（窒素・IG-55・IG-541を放射するもの）	
第1	用語の意義	128
第2	全域放出方式に関する基準	128
第3	非常電源及び配線	131
第4	総合操作盤	131
第5	特例基準	131
第9節	ハロゲン化物消火設備（ハロン1301を放射するもの）	
第1	用語の意義	132
第2	設置場所	132
第3	全域放出方式に関する基準	133
第4	局所放出方式に関する基準	135
第5	移動式に関する基準	136
第6	非常電源及び配線	137
第7	総合操作盤	137
第8	特例基準	137

第9節の2	ハロゲン化物消火設備（HFC-23・HFC-227ea・FK-5-1-12を放射するもの）	
第1	用語の意義	138
第2	全域放出方式に関する基準	138
第3	非常電源及び配線	139
第4	総合操作盤	140
第5	特例基準	140
第10節	粉末消火設備	
第1	用語の意義	141
第2	全域放出方式に関する基準	141
第3	局所放出方式に関する基準	143
第4	移動式に関する基準	144
第5	非常電源及び配線	144
第6	総合操作盤	144
第7	特例基準	144
第11節	屋外消火栓設備	
第1	用語の意義	147
第2	水源	147
第3	加圧送水装置等	147
第4	配管	148
第5	屋外消火栓箱	148
第6	屋外消火栓（ホース接続口）	148
第7	ホース及び筒先	149
第8	設置単位	149
第9	非常電源及び配線	149
第10	総合操作盤	149
第11	特例基準	149
第12節	動力消防ポンプ設備	
第1	用語の意義	151
第2	水源	151
第3	常置場所	151
第4	放水用器具	151
第5	標識	151
第6	特例基準	152

## 第2章 警報設備

### 第1節 自動火災報知設備

第1	用語の意義	153
第2	警戒区域	154
第3	受信機	154
第4	感知器	157
第5	中継器	176
第6	音響装置	176
第7	発信機及び表示灯	180
第8	副受信機	180
第9	電源	180
第10	配線	181
第11	総合操作盤	185
第12	特例基準	186

### 第2節 ガス漏れ火災警報設備

第1	用語の意義	200
第2	機器	200
第3	警戒区域	201
第4	受信機	201
第5	ガス濃度指示警報装置	201
第6	検知器	201
第7	中継器	204
第8	警報装置	204
第9	電源及び配線	204
第10	総合操作盤	204
第11	特例基準	204

### 第3節 漏電火災警報器

第1	用語の意義	205
第2	契約電流容量の算定方法	205
第3	設置場所及び設置方法	206
第4	電源及び配線	210
第5	特例基準	211

### 第4節 消防機関へ通報する火災報知設備（火災通報装置）

第1	用語の意義	215
----	-------	-----

第 2	歩行距離の測定	215
第 3	設置場所及び設置方法	215
第 4	電源及び配線	225
第 5	特例基準	226
第 6	設置推進対象物	227
第 7	規制外対象物に係る取り扱い	227
第 5 節	非常警報設備（非常ベル又は自動式サイレン）	
第 1	用語の意義	229
第 2	設置場所及び設置方法	229
第 3	電源及び配線	230
第 4	特例基準	230
第 6 節	非常警報設備（放送設備）	
第 1	用語の意義	231
第 2	機器	232
第 3	設置場所及び設置方法	232
第 4	電源及び配線	239
第 5	総合操作盤	239
第 6	特例基準	239
別記	放送設備のスピーカーの性能に応じた設置ガイドライン	242

### 第 3 章 避難設備

第 1 節	避難器具	
第 1	用語の意義	262
第 2	避難器具の選定	262
第 3	設置位置等の基準	262
第 4	避難器具専用室	270
第 5	特定一階段等防火対象物又はその部分に設ける避難器具の取り扱い	270
第 6	標識	271
第 7	設置場所の明るさの確保	271
第 8	特例基準	271
第 2 節	誘導灯及び誘導標識	
第 1	用語の意義	282
第 2	避難口誘導灯	282
第 3	通路誘導灯	292

第4	客席誘導灯	296
第5	誘導標識	298
第6	電源及び配線	304
第7	総合操作盤	304
別記	誘導灯の消灯並びに点滅機能及び音声誘導機能を 有する誘導灯の各装置の接続例	304

#### 第4章 消防用水

第1	用語の意義	312
第2	水源	312
第3	取水部の設置場所	315
第4	標識	316
第5	特例基準	316

#### 第5章 消火活動上必要な施設

##### 第1節 排煙設備

第1	用語の意義	317
第2	設置方法	317
第3	非常電源及び配線	317
第4	不活性ガス消火設備及びハロゲン化物消火設備に係る取り扱い	318
第5	総合操作盤	318
第6	特例基準	318

##### 第2節 連結散水設備

第1	用語の意義	321
第2	送水口	321
第3	選択弁	323
第4	配管	323
第5	送水区域の設定	324
第6	加圧送水装置及び水源	325
第7	散水ヘッド	326
第8	系統図	326
第9	排煙設備に係る取り扱い	326
第10	非常電源及び配線	326
第11	総合操作盤	326
第12	特例基準	326

第3節	連結送水管	
第1	用語の意義	327
第2	送水口	327
第3	配管等	328
第4	放水口	331
第5	放水用器具格納箱	332
第6	加圧送水装置等	333
第7	非常電源及び配線	335
第8	総合操作盤	336
第9	特例基準	336
第4節	非常コンセント設備	
第1	設置方法	337
第2	総合操作盤	339
第3	特例基準	345
第5節	無線通信補助設備	
第1	用語の意義	341
第2	使用周波数	341
第3	設置方法	341
第4	総合操作盤	345
別記1	漏えい同軸ケーブル、同軸ケーブル及び空中線の性能及び材質	346
別記2	耐熱形漏えい同軸ケーブル、耐熱形同軸ケーブル及び耐熱形空中線の性能及び材質	347
別記3	耐熱箱の性能及び材質	351
第6章	非常電源	
第1	用語の意義	352
第2	非常電源の設置種別	352
第3	非常電源専用受電設備	352
第4	自家発電設備	356
第5	蓄電池設備	365
第6	燃料電池設備	368
第7	非常電源回路等	368
第8	特例基準	378
別記1	負荷出力合計（K）の算出方法	394
別記2	発電機出力係数（RG）の算出方法	402
別記3	発電機出力係数（RG）の算出式（詳細式）	408

別記4	原動機出力係数（RE）の算出方法	411
別記5	原動機出力係数（RE）の算出式（詳細式）	416
別記6	諸元表	418

## 第7章 総合操作盤

第1	用語の意義	430
第2	総合操作盤の設置	431
第3	防災センター等	434
第4	特例基準	434

## 第8章 必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等

### 第1節 パッケージ型消火設備

第1	用語の意義	441
第2	設置要件	441
第3	設置維持の基準	441
第4	特例基準	441

### 第2節 パッケージ型自動消火設備

第1	用語の意義	444
第2	設置要件	444
第3	設置維持の基準	444
第4	特例基準	449

### 第3節 特定駐車場用泡消火設備

第1	用語の意義	451
第2	特定駐車場用泡消火設備の区分	451
第3	水源	454
第4	泡消火薬剤	454
第5	加圧送水装置等	454
第6	配管	454
第7	一斉開放弁	455
第8	制御弁	455
第9	自動警報装置	455
第10	末端試験弁	455
第11	ヘッドの設置方法	455
第12	閉鎖型泡水溶液ヘッド、開放型泡水溶液ヘッド 及び感知継手の認定評価について	455

第13	特定駐車場用泡消火設備の構成機器等の組み合わせに係る 特定機器評価（総合評価）について	456
第14	設置単位	456
第15	非常電源及び配線	456
第16	総合操作盤	456
第17	特例基準	456
第4節	特定小規模施設用自動火災報知設備	
第1	用語の意義	457
第2	特定小規模施設用自動火災報知設備の構成	457
第3	警戒区域	458
第4	受信機	459
第5	感知器	459
第6	中継器	459
第7	音響装置	459
第8	発信機	460
第9	副受信機	460
第10	電源	460
第11	配線	460
第12	無線式	460
第13	特例基準	461
第5節	複合型居住施設用自動火災報知設備	
第1	用語の意義	463
第2	警戒区域	463
第3	受信機	463
第4	感知器	463
第5	中継器	464
第6	音響装置	465
第7	発信機	465
第8	副受信機	465
第9	電源	465
第10	配線	465
第11	無線式	465
第6節	加圧防排煙設備	
第1	用語の意義	466
第2	適用対象	466

第3	設置方法	466
第4	非常電源及び配線	472
第5	総合操作盤	472
第6	特例基準	472
第7節 特定共同住宅等		
第1	用語の意義	473
第2	共住省令	474
第3	位置・構造告示	474
第4	構造類型告示	492
第5	共同住宅用スプリンクラー設備	507
第6	共同住宅用自動火災報知設備	508
第7	住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備	509
第8	特例基準	510
第9章 配管の摩擦損失水頭		
第1	用語の意義	516
第2	配管の摩擦損失	516
第3	ループ配管	516
第10章 標識類		
第1	標識の表示基準	535
第11章 火炎伝送防止装置		
	火炎伝送防止用消火装置の構造、材質、性能及び設置の基準	542
第1	用語の意義	542
第2	設置対象範囲等	542
第3	消火装置	542
第4	燃料供給の連動停止等	548
第5	ダクトの風速及びダンパー	548
第6	電源・配線	549
第7	防火ダンパー	549
第8	排気ダクト等	549
第12章 電気設備		
第1	燃料電池発電設備	562
第2	変電設備	563
第3	急速充電設備	567

第 4	内燃機関を原動力とする発電設備	569
第 5	蓄電池設備	572
別記	電気機械器具の外郭による保護等級（I Pコード）について （日本産業規格 J I S C 0920）	574
第13章	電気設備及び火気使用設備に係る消火設備	
第 1	電気設備が設置されている部分に関する基準	576
第 2	多量の火気を使用する部分に関する基準	577
第 3	特例基準	579
第 4	その他の取扱い	581
第14章	防災規制	582
第15章	雑則	
第 1	その他	586

## 凡 例

無印：法令基準

消防法、消防法施行令、消防法施行規則及びこれらに基づく消防庁長官告示により規定されている消防用設備等の設置及び維持に関する技術上の基準並びに電気設備等の位置、構造及び管理の基準（消防庁予防課長通知等で示されている法令解釈基準を含む。）

◆：行政手続法上の行政指導に該当する事項（行政指導基準）

本市における地域特性、設置実績、災害発生状況等の実績に鑑み、上記法令基準以外の基準について、防火安全性の向上を図ることを目的として定めた行政指導基準